

「シーツ類は社員自身が交換すること」 常習化するサービス労働を問う?!

会社は、令和2年12月4日の掲示で「社員の就労環境のさらなる改善を目的に、令和3年1月以降準備出来次第、休養室のシーツ、掛布カバーを使用の都度交換する」ことを明らかにしました。具体的な取り扱いは、社員自身が就寝時に寝具に、これらのシーツ、掛布カバーを装着すること。起床後にも寝具からシーツ、掛布カバーを取り外すとしています。

これでは社員自身がシーツ類を交換することで睡眠時間の削減になり安全衛生上問題があります。

関西地本は、シーツ類交換に多くの問題があり、以下の申し入れを行いました。

【主な申し入れ内容】

- ・ 休養室のシーツ交換等を社員自身で行うようにすると、会社掲示で周知しているが、その根拠を明らかにすること。
- ・ 休養室のシーツ交換等を社員自身で行うようにすると、会社掲示で周知しているが、会社の業務指示により行わせるのであれば、労働時間として換算すること。
- ・ 社員自身がシーツ類の交換を負担することは、睡眠時間の削減になり、安全衛生法上問題がある。会社の見解を明らかにすること。
- ・ シーツ類の交換は社員に行わせず、業者対応とすること。
- ・ 安全衛生上を追求するならば、シーツ類交換だけでなく、休養室内の壁紙、エアコン、机、机上のランプ、部屋の埃等、不潔で不衛生な箇所が以前から放置されている。これらの清掃、交換はいつどのように行うのか明らかにすること。

**東海労は社員が安心して働ける職場改善
に積極的に取り組んで行きます!!**